

気仙沼市役所地球温暖化対策率先行動計画の概要

1 計画の基本的事項

1 趣旨

市役所が事業者・消費者の立場で自らが率先して環境負荷を低減するとともに、温室効果ガスの排出を抑制する。

2 計画の位置付け

- (1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画とする。
- (2) 気仙沼市環境基本計画における地球温暖化対策を推進する市の行動指針とする。

3 基本的方向性

I 【省エネ】

資源及びエネルギーの有効利用と節約を図る。

II 【省資源・リサイクル】

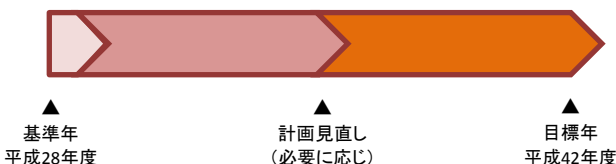
廃棄物の減量を図るとともに、再利用、再資源化並びに再生品の利用を推進する。

III 【再生可能エネルギーの利用】

再生可能エネルギーや次世代技術の積極的な導入と利用を推進する。

4 計画の期間等

- (1) 計画の期間は、平成31年度から平成42年度までの12年間とし、必要に応じ見直す。
- (2) 目標設定の基準年は、平成28年度とする。



5 計画の対象範囲

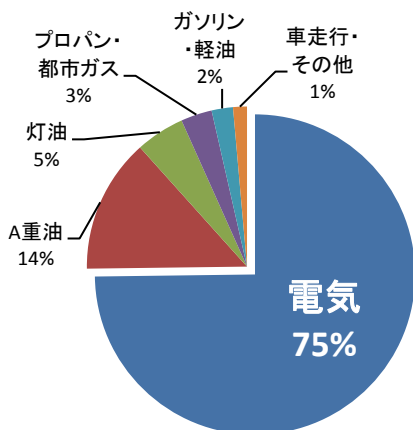
- (1) 対象とする施設は、市役所の全ての施設とする。
外部への委託や指定管理等により管理する施設を含む。
- (2) 市役所の全ての事務・事業に適用する。

2 排出量の現状と目標

1 温室効果ガスの総排出量の現況

基準年（平成28年度）における温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量は次のとおり。

温室効果ガス排出量（項目別）



総排出量20,126 t-CO₂

2 温室効果ガスの総排出量に関する目標

基準年と比較して平成42年度の総排出量を12.1%削減する。

温室効果ガス総排出量の目標

| 基準年 (H28) | 目標年 (H42) | 削減率 |
|--------------------------|--------------------------|-------|
| 20,126 t-CO ₂ | 17,694 t-CO ₂ | 12.1% |

項目別の目標

| | |
|----------------------|---------|
| 電気の使用 | 5%削減 |
| A重油・灯油 | 5%削減 |
| ガソリン・軽油 | 5%削減 |
| プロパン・都市ガス | 5%削減 |
| ごみの排出量 | 20%削減 |
| 排出係数の少ない電力会社からの電力購入量 | 電力量の30% |

3 職員行動指針

職員行動指針は、積極的に実践すべき事項を示したものです。

この指針のほか各部署の事務事業の特性に応じてより積極的な取組を目指すものとします。

| 基本的方向性 | 項目 | 行動指針 |
|------------------------------|-----------------|---|
| I 【省エネ】 資源及びエネルギーの有効利用と節約 | (1) 省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 昼休みや夜間等の照明は、必要最小限の範囲で点灯し不要な個所の消灯を徹底する。 ◆ 昼休みや長時間席を離れるときは、情報システム端末のディスプレイを閉じる。 ◆ O A機器は、長時間使用しない時には電源を切るなど、適正な電源管理を行う。 ◆ 夜間や休日は、プリンターの主電源を切る。 ◆ 省エネタップなどにより待機電力の削減を図る。 ◆ 冷蔵庫や電気ポットなど電化製品は必要以上に設置しない。 ◆ O A機器、照明器具の省エネルギー型への切替えを計画的に進める。 ◆ 空調機器の設定温度は、冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度とする。 ◆ 空調機器のフィルターは、定期的に清掃する。 ◆ クール・ビズやウォーム・ビズを推進する。 |
| | (2) 公用車燃料消費量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ エコドライブ（環境に配慮した運転）を一層徹底する。 ◆ 定期的な点検・整備の励行を図る。 ◆ タイヤの空気圧はこまめにチェックする。 ◆ 不要な荷物は積まず、積載重量を軽減する。 ◆ カーエアコンの冷暖房は温度や風量を過度にならないように設定する。 ◆ 出張には、公共交通機関の利用に努め、庁用車を使用する際には、相乗りに努める。 |
| | (3) 水使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水を流しっぱなしにしないなど節水を心がける。 ◆ 必要に応じて節水コマを取り付ける。 |
| | (4) 用紙類の使用量削減 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ コピー機の使用にあたっては、必要最小限の量とし、その必要性を十分精査する。 ◆ 会議資料及び行政文書の簡素化を図る。 ◆ プリンター・コピー機は両面印刷・両面コピーを徹底する。 ◆ 縮小印刷で足りるものは、縮小・集約した資料とする。 ◆ 各種報告書または外注による印刷物等は、ページ数や部数についても必要最小限度の量となるよう見直しを図る。 ◆ 分別回収ボックスを配置し、ミスコピーや使用済み用紙の再資源化を推進する。 ◆ 情報の電子化を推進し、電子メールや庁内掲示板での通知、照会、資料配布等により紙でのやり取りを削減する。 ◆ 電子化された資料等は、パソコン画面上での閲覧を原則とし印刷は最小限にする。 |

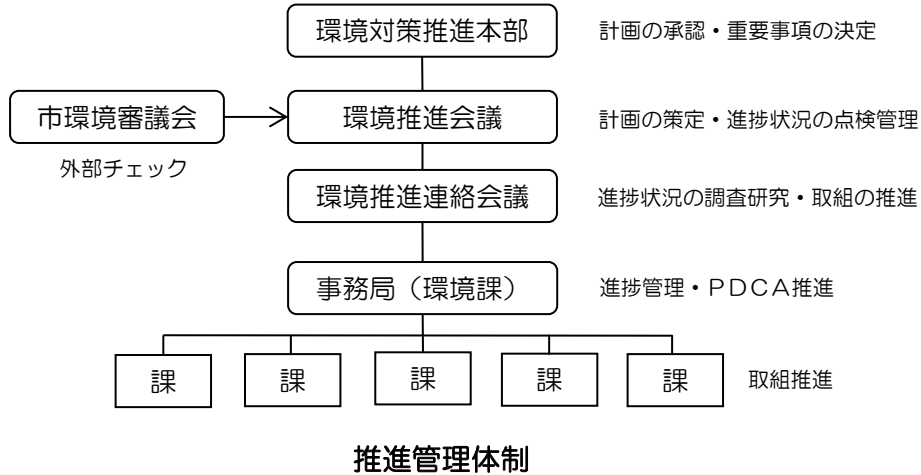
※赤字は、前計画から追加された取組み

| 基本的方向性 | 項目 | 行動指針 |
|--|------------------------|---|
| Ⅱ【省資源・リサイクル】 廃棄物の減量，再利用，再資源化，再生品の利用を推進 | (1) 廃棄物の削減及びリサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各部署での分別を徹底する。 ◆ 廃棄物の有効利用を図る。 ◆ 不用品については，電子掲示板を利用し，再利用を図る。 ◆ シュレッダーの使用は必要最小限とする。 ◆ 廃棄文書は，可能な限り，再資源化を図る。 ◆ コピー機，プリンターのトナーカートリッジの回収を徹底しリサイクルを推進する。 ◆ 詰め替え可能な事務用品等を使用する。 ◆ マイバッグやマイカップの使用に努める。 ◆ 名刺等の再生紙化を図る。 ◆ 食堂等におけるリターナブル容器の使用を推進するとともに割り箸の使用自粛を呼び掛ける。 ◆ 購入するお弁当には，マイはしの使用を推進する。 |
| | (2) 再生紙の使用等 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 用紙類は，原則として，エコマーク，グリーンマーク等の環境ラベリング対象製品又はこれと同等の再生紙を使用する。 ◆ 用途に応じ，古紙パルプ配合率の多いものを選択する。 ◆ 外注による印刷物等は，環境ラベリング事業対象製品又はこれと同等の再生紙をできる限り使用する。また，これら印刷物等には，古紙パルプ配合率を明記する。 ◆ 可能な限り，白色度の低い用紙を選択する。 |
| | (3) 環境負荷の少ない製品等の使用 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 物品の調達にあたっては，グリーン購入法や環境ラベリング商品等の環境負荷の少ない製品等を優先的に購入する。 ◆ 再使用又はリサイクル可能な製品等を優先的に使用し，使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。 ◆ 簡易包装での納入に努める。 |
| Ⅲ【再生可能エネルギー利用】 再生可能エネルギーや次世代技術の導入と利用 | (1) 施設の新設・改修に伴う省エネルギー化 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設の建築にあたっては，高効率，高断熱による省エネルギー対策を徹底する。 ◆ 太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入する。 ◆ LED照明を積極的に導入する。 ◆ 大規模施設にあたっては，ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入を検討する。 ◆ 市役所新庁舎の建設にあたっては，ネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）等の導入による環境にやさしい庁舎を目指す。 ◆ 施設・設備の改修にあたっては，エネルギー消費効率が優れかつ，効率的な使用が可能となる設備の設置又は適切な改修に努める。 ◆ 建設材料には，再生されたもの又は再生できるものをできるだけ使用するとともに，建設廃材等の再利用を推進する。 ◆ 雨水の貯留槽等の雨水利用・中水利用設備の導入を推進する ◆ 必要に応じ，トイレに流水音発生器を設置する。 |
| | (2) サービスの購入 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 使用電力の購入に際して，温室効果ガス排出係数の小さい小売電気事業者を検討する。 ◆ 自動販売機の設置にあたっては，省エネルギー化を促す。 |
| | (3) 次世代自動車の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公用車の買い替えにあたっては，次世代自動車を選択することや燃費を重視した仕様とする。 |

4 推進体制と進捗状況の公表

1 計画の推進体制

(1) 本計画の推進及び実施状況等の点検・管理は、市環境対策推進本部要綱に基づく環境推進会議及び環境推進連絡会議において行う。



(2) 毎年、実施状況を調査し、達成度合いとその原因を把握した上で、必要に応じて計画の運用や達成方法の見直しを行う。

進行管理年間スケジュール

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------|------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 取組推進 | [Progress bar spanning all months] | | | | | | | | | | | |
| 情報提供（随時） | [Progress bar spanning all months] | | | | | | | | | | | |
| エネルギー使用量調査 | | [Progress bar] | | | | | | | | | | |
| とりまとめ・総括 | | | [Progress bar] | | | | | | | | | |
| 評価・見直し | | | | [Progress bar] | | | | | | | | |
| 実施状況の公表 | | | | | [Progress bar] | | | | | | | |

2 計画の実施状況の公表

地球温暖化対策推進法第21条第4項に基づき、計画及びその実施状況は、ホームページ等を利用して広く公表する。